

自治体こども計画策定のためのガイドライン



○こども基本法第10条において、

・都道府県は、こども大綱を勘案して「都道府県こども計画」を作成

・市町村は、こども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成

する努力義務が課せられています。

○本ガイドラインでは、地方自治体が自治体こども計画策定にあたり必要な基礎事項や留意点、事例等を取りまとめています。



こども大綱

こども・若者の健やかな成長への支援、少子化対策、こどもの貧困対策など、幅広いこども政策に関する基本的な方針と重要事項等を一元化

勘案



(自治体こども計画)

都道府県こども計画

勘案

(自治体こども計画)

市町村こども計画



○各法令等に基づくこどもに関する計画等を一体のものとして作成することができます。

(例) ・子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県/市町村子ども・若者計画
・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県/市町村計画
・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県/市町村行動計画
・子ども・子育て支援法に基づく都道府県/市町村子ども・子育て支援事業計画 等
※各法令等において記載すべき事項等とされている事項を盛り込む必要があります。

○関連計画等を一体的に作成することにより以下が期待されます。

- ①こども施策に全体として横串を刺すこと
- ②住民にとってわかりやすいものとなること
- ③自治体行政の事務負担の軽減

○地域の実情に応じて個別に計画を作成し、それらを相互に関連計画として位置付け、内容に応じて適宜参照しあうなど整合を図ることで、それらの計画を自治体こども計画と位置付けることも可能です。

○こども・子育て事業債は、自治体こども計画へ位置付けた事業が対象です。

